

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年6月25日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 邦男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興・中国構造改革ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年4月24日から平成28年4月21日まで) 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月23日付をもって提出しました「日興・中国構造改革ファンド」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」において中国証券市場に関する制度的な留意点についての記載を充実させ、また、あわせて、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」において税制に関する記載を更新する等の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成27年4月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
昭和62年2月20日	証券投資顧問業の登録
昭和62年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(八) 大株主の状況

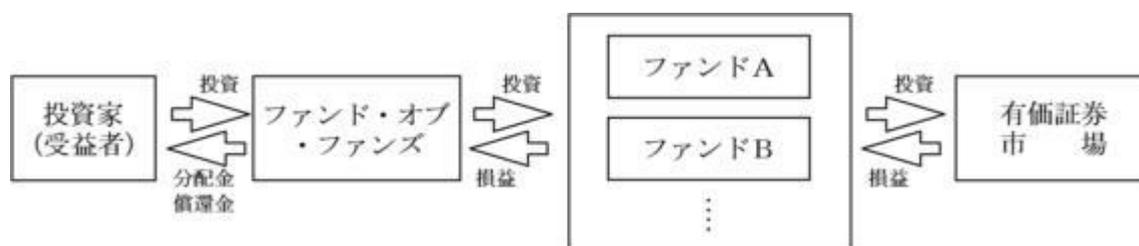
(平成27年4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、中国の取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 投資信託証券を通じて、主として中国の取引所に上場している株式等に投資します。

- ・中国本土、香港、台湾等の取引所に上場している株式に投資します。
- ・中国本土の株式への投資は、RQFII（人民元適格国外機関投資家）制度およびQFII（適格国外機関投資家）制度を活用します。
- ・世界の取引所に上場している中国関連企業の株式（預託証券（DR）を含みます。）に投資することがあります。
- ・中国政府の各種政策と経済成長から恩恵を受けることが期待される業種・産業に着目します。

(ロ) 投資対象とする投資信託証券については、中国の株式等への投資を目的とするものを基本とし、中国の運用に強みを持つ運用会社が設定するものを選定します。

- ・継続的にモニタリングを行い、必要な場合は入替えも行います。

(ハ) 中国の株式を投資対象とする上場投資信託証券に投資することがあります。

(ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる

場合があります。

a . フィデリティ・ファンズ - チャイナ・コンシューマー・ファンド

投資顧問会社	F I Lファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
主要運用対象	中国の株式等
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、本店所在地が中国または香港にあるか、あるいは主たる業務活動が中国または香港にある企業が発行する株式を投資対象とします。 ・中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に関与している企業の株式に投資します。

b . ハーベスト・ファンズ（ホンコン） - ハーベスト・チャイナAリサーチ・セレクト・ファンド

投資顧問会社	ハーベスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド
投資助言会社	ハーベスト・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド
主要運用対象	中国の株式等
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、中国（上海、深セン）の取引所に上場している中国A株に投資し、長期的な成長を目指します。 ・中国の経済成長、構造改革から恩恵を受ける企業、または関連した企業の株式に投資します。

c . 中国中小型A株ファンド＜適格機関投資家限定＞

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
投資助言会社	中郵創業基金管理有限公司
主要運用対象	中国本土の取引所に上場している株式
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として中国本土の取引所に上場している人民元建ての中小型株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ・銘柄選択にあたっては、主として中国の政策から中長期的に恩恵を受けることが見込まれる内需関連銘柄に、市場流動性や時価総額に配慮しつつ投資を行います。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

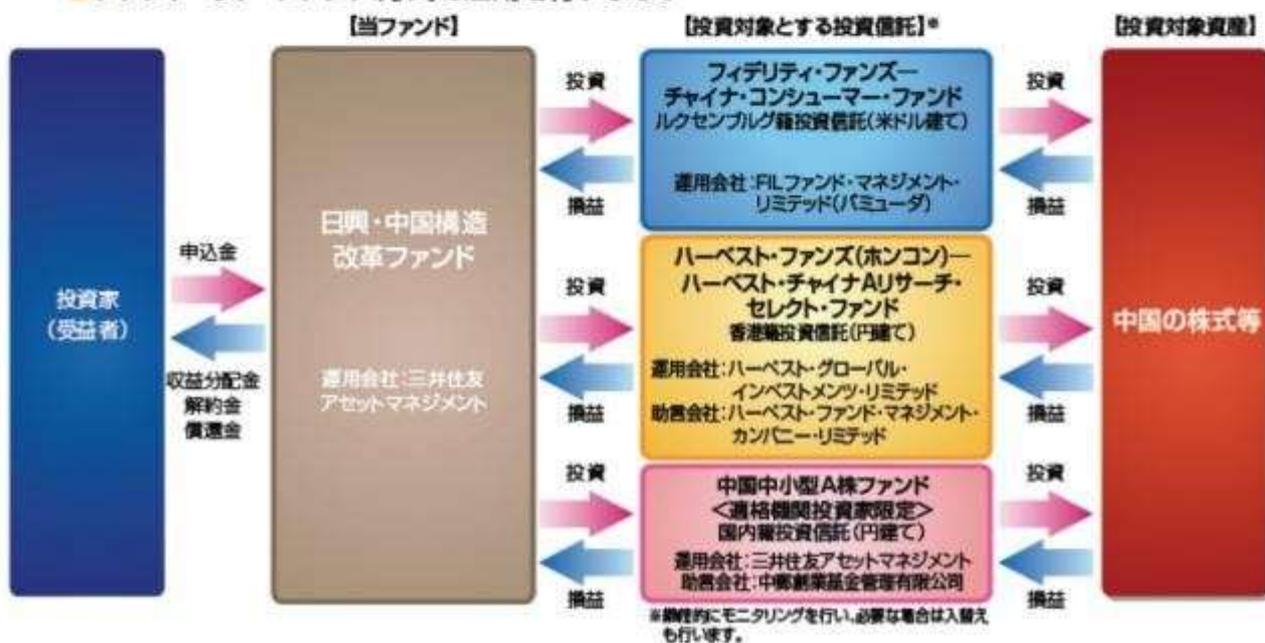
ファンドの特色

- 1 主として、中国の取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - 実際の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。
 - 中国本土、香港、台湾等の取引所に上場している株式等に投資します。中国本土の株式への投資は、RQFII(人民元適格国外機関投資家)制度およびQFII(適格国外機関投資家)制度を活用します。また、世界の取引所に上場している中国関連企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資することがあります。
- 2 中国政府の各種政策と経済成長から恩恵を受けることが期待される業種・産業に着目します。
 - 投資主導から消費主導への経済発展方式の転換および中国政府が推進する構造改革や経済政策から恩恵を受けることが期待される内需および消費関連の企業に着目し投資を行います。
- 3 実質的な運用は、中国の運用に強みをもつ運用会社が行います。
 - 投資対象とする投資信託証券[※]については、中国の株式等への投資を目的とするものを基本とします。
※継続的にモニタリングを行い、必要な場合は入替えも行います。
 - 中国の株式を投資対象とする上場投資信託証券に投資することがあります。
- 4 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

ファンドのしくみ

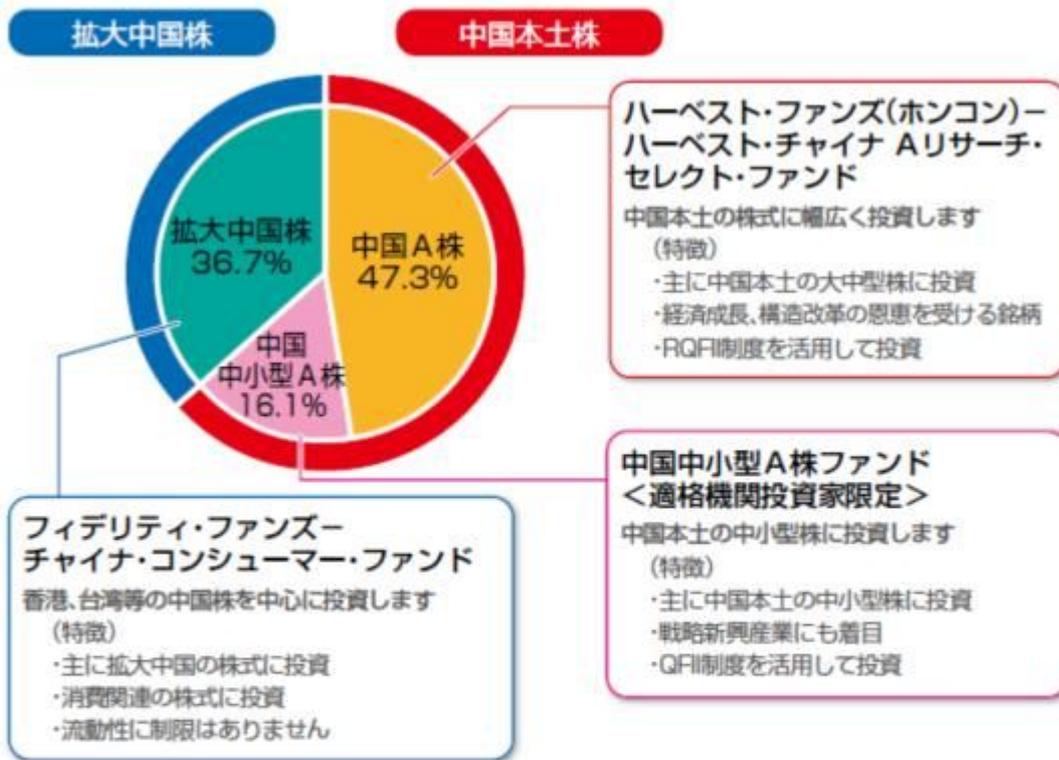
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



ポートフォリオについて

- ポートフォリオは、基本的に流動性に対する制限のないRQFII制度を通じた中国本土株と、中国本土外の拡大中国株を中心とします。また、QFII制度を活用して中国本土の中小型株にも一部投資を行います。

<ご参考:ポートフォリオの構成比(2015年2月末現在)>



※上記は2015年2月末現在のものであり、当ファンドの将来の投資割合を示唆あるいは保証するものではありません。
 ※組入ファンドの評価額の合計を100として計算しています。四捨五入の関係上、合計が100とならない場合があります。
 ※投資対象とする投資信託は、継続的にモニタリングを行い、必要な場合は入替えも行います。

A株とQFII(適格国外機関投資家)、RQFII(人民元適格国外機関投資家)

- A株とは、上海、深センの取引所に上場している人民元建てで取引される株式のことで、原則として中国国内投資家
にのみ参加が認められるものです。
- QFII(適格国外機関投資家)とは、一定の条件を満たし、中国当局の認可を受けた国外の機関投資家に対して、中国
証券市場(A株市場)への投資を認める制度です(2002年12月施行)。
- RQFII(人民元適格国外機関投資家)とは、中国域外にある人民元資金で中国国内への証券投資を行う域外の機関
投資家を指し、外資で人民元を購入し中国国内で証券投資を行うQFIIとは区別されている制度です(2011年12月
施行)。

新たな成長ステージへ

- 2012年11月に習近平体制が発足し、中国経済はこれまでの「投資・輸出主導型」から「内需主導型」の経済成長へ方針を転換し、「新たな成長ステージ」に入りました。

全国人民代表大会(2015年3月)

新常态(安定成長と構造改革の両立)

- サービス経済の拡大による安定成長
 - ・行政の簡素化、規制緩和を推進
- 構造改革の推進
 - ・高品質なモノを作る、製造強国へ
 - ・イノベーションを促し、成長産業育成
- 現代版シルクロード(一帯一路)建設
 - ・インフラ投資を推進し地域振興
 - ・周辺国との経済協力を深め、貿易促進

習近平政権(2012-)

- 持続的な経済発展維持
 - ・年平均7%の経済成長率の維持
- 民生改善
 - ・中間所得層の拡大
 - ・新型都市化計画(2014-2020)
- 社会公正の促進
 - ・国有企業独占分野を民間に解禁

第12次5ヵ年計画(2011年3月)

- 経済発展方式の転換
 - ⇒ 内需主導型の経済発展へ
- 目標設定項目

- ・GDP成長率(+7%/年)
- ・サービス業のGDP比率(43%→47%)
- ・1人当たり所得・収入増加(+7%超/年)

胡錦濤政権(2002-2012)

- 投資・輸出主導型経済

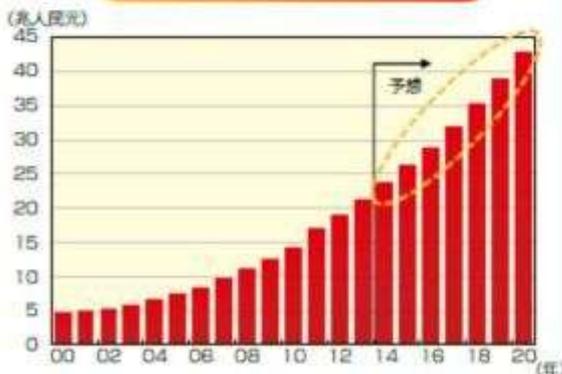
- ・高度成長
- ・外国資本の直接投資
- ・貿易輸出の拡大

(出所)中国政府の発表資料、各種報道

改革への期待

- 中国の個人消費は2020年には現在の日本のGDP総額を上回る43兆人民元(約818兆円*)になると予想されるなか、習政権による改革推進によりさらなる上振れが期待されます。※1人民元=19.098円で換算(2015年2月末現在)

個人消費支出



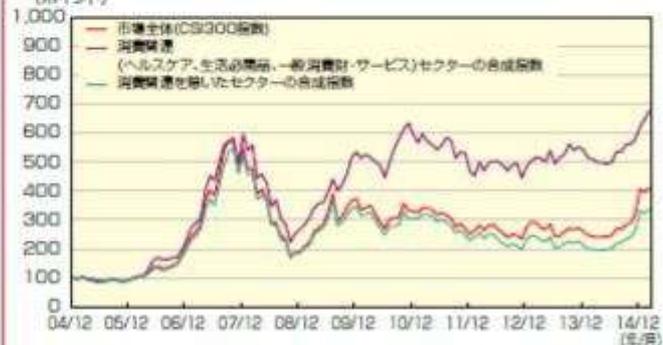
(注)データは2000年~2020年。2014年以降は予想。
(出所)Euromonitor International

※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

消費関連セクターの株価は堅調

リーマン・ショック以降、内需の拡大にともない消費関連セクターの株価は市場全体を上回って推移しています。

(ポイント)



(注1)データは2004年12月末~2015年2月末。2004年12月末を100として指数化。

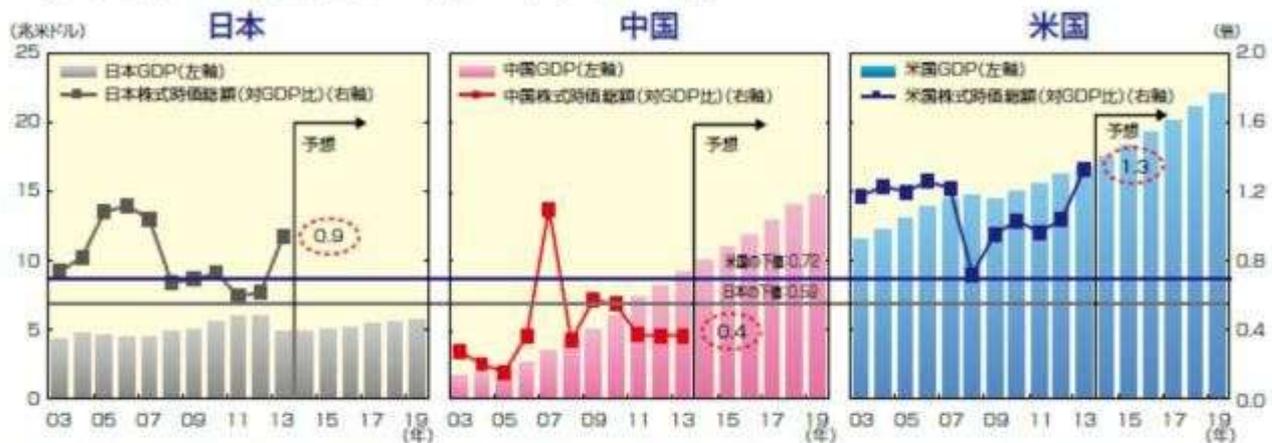
(注2)消費関連セクターは、ヘルスケア、生活必需品、一般消費財・サービスの3業種に2004年12月末に等金額投資をした場合の合成指数。消費関連を除いたセクターは、上記3業種を除いたセクターに等金額投資をした場合の合成指数。

(出所)Bloomberg

※グラフ・データは、過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

GDPと株式時価総額(対GDP比率)の推移

- 株式市場の発展度合いを測る指標として、株式市場の規模と経済規模を比べる「株式時価総額(対GDP比率)」を用いる場合があります。
- 2013年の中国株式時価総額の対GDP比率は0.4倍であり、先進国と比較すると低い水準にあります。(参考:日本は0.9倍、米国は1.3倍、G7平均では1.1倍)

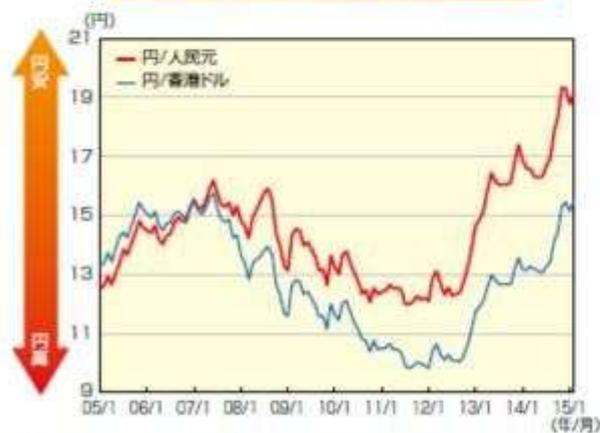


(注)データは2003年～2019年。2014年～2019年はIMFの予想。株式時価総額のデータは2003年～2013年の各年末値。
(出所)IMF, Bloomberg

【ご参考】中国為替市場

- 人民元や香港ドルは、ここ2年の動きを見ると対円でいずれも円安傾向で推移しています。
- 人民元や香港ドルの対円相場は、米ドル/円相場の影響も受けます。

人民元・香港ドルの対円相場の推移



(注)データは2005年1月末～2015年2月末。
(出所)Bloomberg

人民元と香港ドルの為替政策

人民元

人民元は、2005年7月の切り上げ以降、一定範囲における管理変動相場制となっており、リーマン・ショック前後を除き緩やかに対米ドルで上昇基調となっています。

人民元の対米ドル相場の推移



香港ドル

香港ドルは、米ドルに対して実質的な固定相場制を採用しており、対円相場は米ドル円の動きと基本的に連動しています。

(注)データは2005年1月末～2015年2月末。
(出所)Bloomberg

※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする投資信託の運用会社・投資助言会社について

- フィデリティ・ワールドワイド・インベストメント(以下、フィデリティ) 傘下のFILファンド・マネジメンツ・リミテッド(バミューダ)が、当ファンドにおいて「フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンド」の運用を担う運用会社です。

フィデリティの概要

- 設立:1969年
- 拠点:世界25カ国
- 預かりおよび運用資産総額:3,567億米ドル(約42.7兆円)



- ハーベスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドが、当ファンドにおいて「ハーベスト・ファンズ(ホンコン)ーハーベスト・チャイナAリサーチ・セレクト・ファンド」の運用を担う運用会社です。

ハーベストの概要

ハーベスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド

- 設立:2008年
- 拠点:香港

<親会社(投資助言会社)>

嘉實基金管理有限公司 (Harvest Fund Management Co., Ltd.)

- 設立:1999年
- 運用資産残高:約790億米ドル(約9.4兆円)



- 中郵創業基金管理有限公司が、当ファンドにおいて「中国中小型A株ファンド<適格機関投資家限定>」の運用会社である三井住友アセットマネジメント株式会社に、中国における個別銘柄リサーチ情報および投資環境分析情報を提供する投資助言会社です。

中郵創業基金管理有限公司の概要

- 設立:2006年
- 拠点:北京
- 運用資産残高:約372億人民元(約7,200億円)



(注)データは2014年12月末現在。為替は1米ドル=119.84円、1人民元=19.308円で換算。

(出所)フィデリティ、ハーベスト、中郵創業基金

※投資対象とする投資信託が入替えとなった場合、運用会社、投資助言会社も変更となることがあります。

(3) 【運用体制】

<更新後>

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

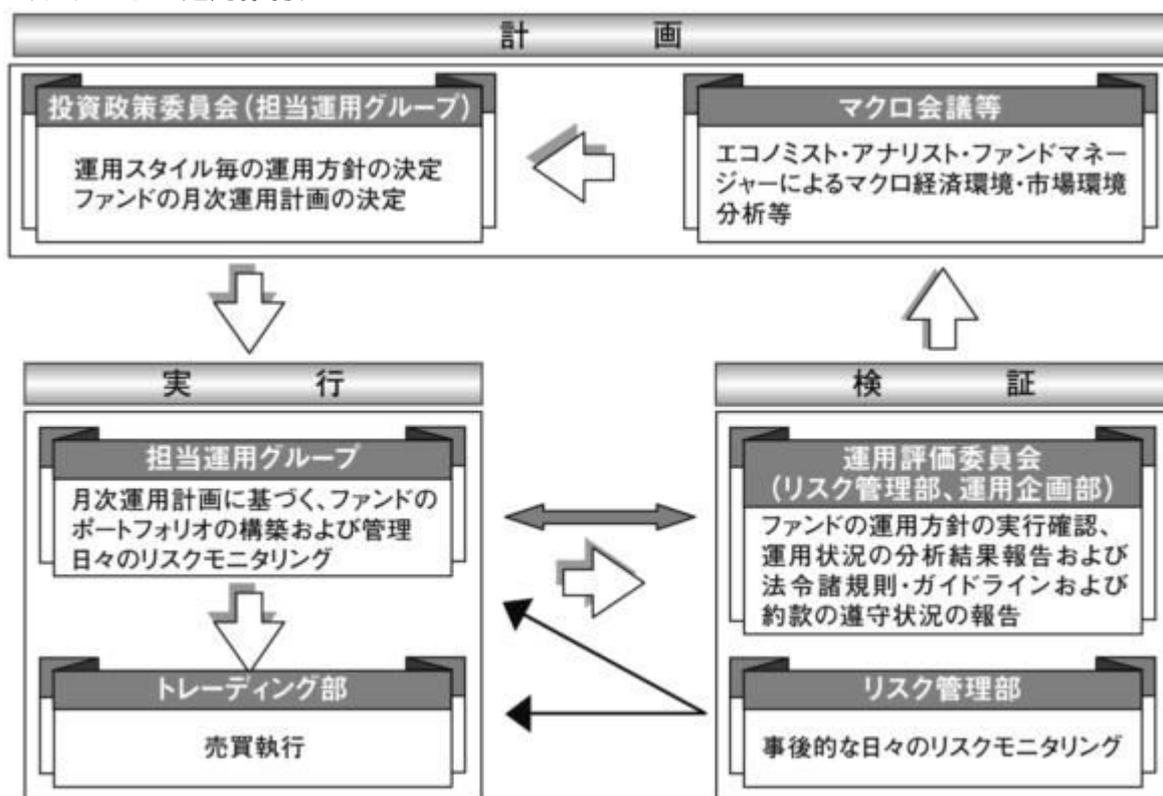
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（八）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は9名程度、運用企画部は9名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等(他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。)のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

(ヘ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて

下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(ト) 中国証券市場に関する制度的な留意点

- ・ 人民元建の株式(上海A株、深センA株)への投資については、QFII(適格国外機関投資家)制度上の回金規制の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。また、回金の遅延等に伴い、委託会社の判断で信託期間を延長する場合があります。
- ・ QFIIが中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、平成26年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税务总局および中国証券監督管理委員会より公表されています。その他関連する中国の法令・通達および日中間における租税条約は、現状存在しません。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- ・ 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- ・ 中国政府当局により、投資対象とする投資信託の運用会社がQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式(上海A株、深センA株)への投資が困難あるいは不可能となる場合があります。

(チ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織(リスク管理部および法務コンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

【ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移】



【ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較】



※左グラフは2010年3月～2015年2月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 ※ファンドの設定日が2014年1月24日のため、左グラフの分配金再投資基準価額は2014年1月末以降のデータを、左右グラフのファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、ファンド設定1年後の2015年1月末以降のデータを表示しています。
 ※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
 ※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
 ※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株…TOPIX(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA - BPI(国債)
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
 「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
 「NOMURA - BPI(国債)」は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
 「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現物通貨建て国債を対象としています。
 ※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に年1.188%（税抜き1.1%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.27%	ファンド運用の指図等の対価

販売会社	年0.8%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、最大年2.088%（税込み）程度となります（当該信託報酬の最高料率を用いて試算）。

なお、実際は、投資対象とする投資信託の組入比率により変動します。

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

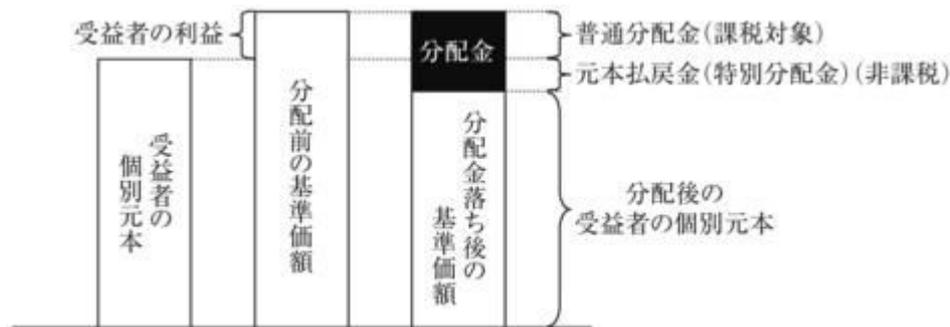
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した

額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」が新たに創設され、平成28年1月1日から口座開設が可能となり、年間80万円の範囲で「NISA」と同様に取り扱われる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成27年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	平成27年4月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

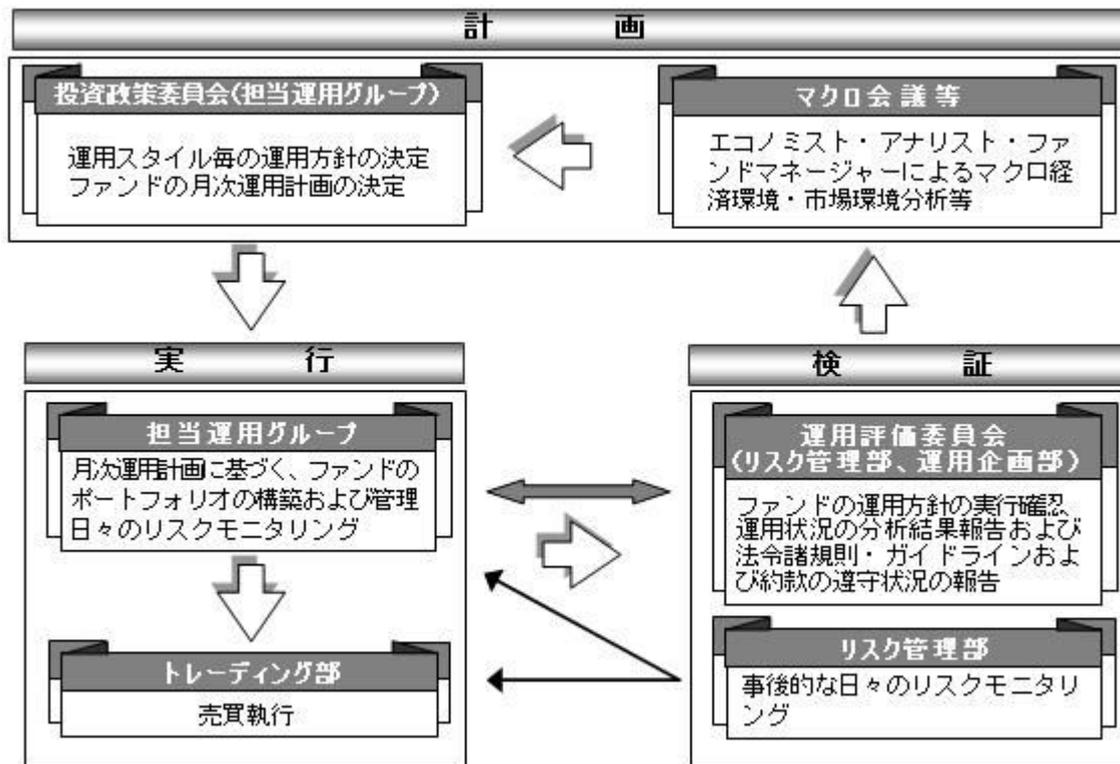
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成27年4月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	43 (13)	161,405 (55,163)
	追加型	436 (178)	5,279,634 (2,956,960)
	計	479 (191)	5,441,039 (3,012,123)
公社債投資信託	単位型	31 (31)	127,756 (127,756)
	追加型	4 (1)	253,512 (175,201)
	計	35 (32)	381,268 (302,957)
合計		514 (223)	5,822,307 (3,315,081)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
 (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成26年9月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成26年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

資本金の額は、平成26年9月末現在。